

筑紫野市コミュニティ連絡会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、筑紫野市コミュニティ連絡会とする。

(組織)

第2条 本会は、次の各号に掲げるコミュニティ運営協議会の会長（以下、「協議会会長」）をもって組織する。

- (1) 二日市コミュニティ運営協議会
- (2) 二日市東コミュニティ運営協議会
- (3) 山口コミュニティ運営協議会
- (4) 御笠まちづくり協議会
- (5) 山家コミュニティ運営協議会
- (6) 筑紫よかまち協議会
- (7) 筑紫南コミュニティ運営協議会

(目的)

第3条 本会は、各協議会が相互に情報の共有及び連携を図り、地域の活性化並びに安全で安心できる地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域と市が協力及び協働することにより、よりよい地域福祉の向上に努めることを目的とする。

(役割)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の役割を担う。

- (1) 協議会間の情報交換及び連携に関すること。
- (2) 協議会と市との連携及び協力並びに連絡調整に関すること。
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事項。

(理事及び役員)

第5条 本会を組織する協議会会長は理事とし、本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

2 役員は、理事の内から互選する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合は理事の内から速やかに補充するものとし、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期は4月1日に始まり、翌々年の3月31日までとする。ただし、改選期における年度においては、任期満了にかかわらず、新たな役員が選出されるまでの間在任する。

(役員任務)

第7条 役員任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長の協議により選ばれた者が、その間職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員及び理事の手当)

第8条 役員及び理事に手当てを支払うことができる。

- 2 役員及び理事並びに会長が必要と認めた会議の出席者に費用弁償を支払うことができる。
- 3 前2項の手当て及び費用弁償の額は、別に定める。

(会議)

第9条 本会の会議は、毎月1回の定例会と臨時会とし、会長がこれを招集する。

- 2 臨時会は、会長が必要と判断した場合に招集することができる。
- 3 会長は、必要に応じて関係者を会議に出席させることができる。
- 4 会議の出席者は、会議で協議された事項について、自らが所属する団体に持ち帰り、情報伝達及び連絡調整に努めなければならない。

(会議の運営)

第10条 本会は、理事の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席者の過半数により決するものとし、可否同数のときは会長の決するところによる。

(その他の会議)

第11条 本会は、目的の達成を図るために必要な会議を置くことができる。

(経費)

第12条 本会の運営に必要な費用は、各協議会からの負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するために、会長が所属する協議会に事務局を置く。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行)

1 この規約は、平成28年1月20日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

2 本規約の施行の日から役員となる者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(事務局に関する経過措置)

3 本規約の施行の日から当面の間は、第14条の規定にかかわらず、筑紫野市コミュニティ推進課が本会の事務局を代行する。

附 則 (平成29年6月7日一部改正)

この規約は、平成29年6月7日から施行する。

附 則 (平成30年6月6日一部改正)

この規約は、平成30年6月6日から施行し、平成30年5月19日から適用する。